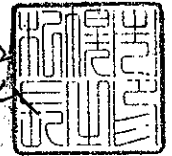


札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月10日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 38 号

札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

札幌市夜間急病センター条例（平成15年条例第44号）の一部を次のように改正する。

(1) 題名を次のように改める。

札幌市夜間休日急病センター条例

(2) 第1条中「夜間に」を「夜間及び休日に」に、「札幌市夜間急病センター」を「札幌市夜間休日急病センター」に改める。

(3) 第3条第4号を次のように改める。

(4) 耳鼻咽喉科

(4) 第4条の表内科及び小児科の項中「及び小児科」を削り、同項の次に次のように加える。

小児科	毎日	午後7時から翌日の午前7時まで
	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日、同月4日（土曜日である場合に限る。）、8月15日及び16日並びに12月29日から31日まで	午前9時から午後5時まで

(5) 第4条の表眼科及び耳鼻いんこう科の項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。